

平成21年12月21日

(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設に係る条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

愛知県名古屋市中区金山1丁目12番14号 金山総合ビル7階
ジャパンバイオエナジー株式会社
代表取締役 八田 堅嗣

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設
川崎市川崎区扇町12番1号

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成21年12月21日(月)

4 問い合わせ先

ジャパンバイオエナジー株式会社
東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連ビル7階
(住友林業株式会社内)
03-3214-3946

(川崎市環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設に係る条例環境影響評価 審査書

**平成 21 年 12 月
川 崎 市**

はじめに

(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設(以下「指定開発行為」という。)は、ジャパンバイオエナジー株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区扇町12番1号の石油タンクヤード跡地約0.9haの区域において、バイオマス発電燃料として利用できる木質チップ生産のための産業廃棄物処理施設(木くずの破砕施設、処理能力:197トン/日)を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成21年8月14日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成21年12月9日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：ジャパンバイオエナジー株式会社

代表者：代表取締役 八田 堅嗣

住 所：愛知県名古屋市中区金山1丁目12番14号 金山総合ビル7階

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設

種 類：廃棄物処理施設の新設（第2種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区扇町12番1号

区域面積：約9,272 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

バイオマス発電燃料として利用できる木質チップ生産のための産業廃棄物処理施設(木くずの破碎施設)の建設

イ 土地利用計画

区 分		面 積 (㎡)	構成比 (%)
建 築 物	木質産業廃棄物処理施設棟	約 3,504	37.8
	事 務 所 棟・休 憩 棟	約 180	1.9
	(小 計)	約 3,684	39.7
緑 化 地		約 1,673	18.1
構 内 通 路 及 び 駐 車 場 等		約 3,915	42.2
合 計		約 9,272	100.0

ウ 建築計画等

名 称	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構 造	階 数	最高高さ (m)
木質産業廃棄物 処理施設棟	3,504	3,504	鉄骨造	1	11.0
事 務 所 棟	120	120	鉄骨造	1	4.0
休 憩 棟	60	60	鉄骨造	1	2.8
合 計	3,684	3,684			
緑被率	26.2 %				

エ 施設計画

項目		計画内容
処理能力		197 t / 日
設備工程		木質産業廃棄物の破砕・処理ライン
運 転 計 画	運転日数	約 300 日
	受入時間	24 時間（主な受入時間帯は 7 時～19 時）
	設備稼働時間	13 時間（7 時～20 時）
	従業員数	14 人（2 交代制）

オ 主要設備等の概要

主要設備等	規格等
荷降ろし場所	
原材料保管場所	保管量約 1,900 m ³ (350 t)
一次破砕機	処理能力 134t / 日 (160kW)
投入コンベア	7.5kW W=1,500mm
二次破砕機	処理能力 197t / 日 (250kW)
磁選機	1.2kW
チップスクリーン	11kW
ドラム型磁選機	0.9kW
積算重量計	荷重検出装置、速度検出装置、積算指示装置より構成
チップサイロ	チップ保管量：20.8 m ³ (4.37 t)
製品保管場所	チップ保管量：1,011 m ³ (212 t)
冷却塔及びポンプユニット	0.15kW 及び 0.75kW
使用重機等	規 格
ペイローダー	バケットサイズ 2.0 m ³
バックホウ	バケットサイズ 0.45 m ³
フォークリフト	2.5 t リフト
ショベルローダー	バケットサイズ 1.0 m ³

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、バイオマス発電燃料として利用できる木質チップ生産のための産業廃棄物処理施設を建設するものであり、工事中及び供用時における大気質、騒音、交通混雑、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.052ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2% 除外値）が 0.074mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足し、年平均濃度の付加率は、二酸化窒素が 5.6%、浮遊粒子状物質が 1.9%と予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素が 0.147ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質は 0.063mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の稼働が集中しないよう、工事計画を検討し、平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、建設機械の稼働による影響は小さいとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.058ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2% 除外値）が 0.078mg/m³で、いずれも環境基準を満足し、年平均濃度の付加率は 0.1%未滿と予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両の走行による影響は小さいとしている。

一方、供用時における施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最

大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.058ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.078mg/m³で、いずれも環境基準を満足し、年平均濃度の付加率は、二酸化窒素が 0.20%、浮遊粒子状物質が 0.12%と予測している。さらに、施設関連車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、施設関連車両の走行による影響は小さいとしている。

また、施設の稼働による粉じん濃度は、本計画と同等の処理能力をもつ類似施設の敷地境界において、風上側が 0.17mg/m³、風下側が 0.22mg/m³であることから、施設の稼働による粉じんの影響は小さいと予測している。さらに、木質チップはすべて屋内にて保管するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、計画地が所在する川崎区内の自動車排出ガス測定局の一部で、二酸化窒素の環境基準が達成されていないことから、車両の走行については、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 悪臭

本計画の悪臭による影響については、同等の処理能力をもつ類似施設の調査結果において、特定悪臭物質はすべて定量下限値未満で、臭気指数は最大で 13 であることから、法令等の規制基準値を下回ると予測し、さらに木質産業廃棄物及び木質チップはすべて屋内にて保管するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ウ 土壌汚染

本計画地では、特定有害物質の使用履歴が確認されており、土地所有者が行う調査において土壌汚染が確認された場合、法令等に基づき土地所有者が行う対策工事とあわせて、汚染土壌の被覆などを実施することから、土壌汚染による周辺への影響はほとんどないと予測して

いる。さらに、工事に当たっては、工事区域の周辺に仮囲いを設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な処理対策については、市関係部署と協議すること。

エ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主な植栽予定樹種は計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は527.0 m³と予測している。さらに、樹木の維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復及び育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は26.2%で、地域別環境保全水準に基づく緑被率（25%）を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」に定める緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、木質産業廃棄物処理施設棟の外周及び計画地の南側を中心に緑化地を配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復及び育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

オ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動、低周波音）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南側敷地境

界において 84.2 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型建設機械及び低騒音の工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において昼間が 73.6 デシベル、夜間が 68.2 デシベルで、いずれも環境基準（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を超過するが、現況で既に環境基準を超過している状況であり、工事用車両の走行による増加分は 0.1 デシベル未満と予測している。これに対して、工事用車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域への著しい影響はないとしている。

一方、供用時において、破碎機等の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北側敷地境界において 73.5 デシベルで、環境保全目標（昼間、朝夕：75 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、施設機器の整備・点検を十分に行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、昼間が 73.6 デシベル、夜間が 68.4 デシベルで、いずれも環境基準を超過するが、現況で既に環境基準を超過している状況であり、施設関連車両の走行による増加分は 0.1 デシベル以下と予測している。これに対して、施設関連車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域への著しい影響はないとしている。

しかしながら、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過していること、建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値が環境保全目標の上限に近いことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置をさらに徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺関係者への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地南側敷地境界において73.7デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型建設機械及び低振動の工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺的生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において、昼間が53.3デシベル、夜間が52.5デシベルで、いずれも環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域的生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、破碎機等の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地東側敷地境界において61.5デシベルで、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、破碎機の架台には防振ゴムを施すなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域的生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時の施設関連車両の走行に伴う振動レベルは、昼間が52.8デシベル、夜間が52.5デシベルで、いずれも環境保全目標を満足すると予測している。さらに、施設関連車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域的生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(ウ) 低周波音

破碎機等の稼働に伴う低周波音の音圧レベル（G特性）の最大値は、計画地東側敷地境界において80.4デシベルで、環境保全目標（92デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、環境保全のための措置として、施設機器の整備・点検を十分に行うことから、周辺地域的生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

カ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、1か月当たり10kgと予測し、これらについては、専門業者等へ委託し、再資源化を最優先として適正に処理が行われると予測している。さらに、再資源化を推進するため、一般廃棄物専用の分別ボックスを設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、建設工事でコンクリートがら19.7トン、木くず6.0トン等、杭打ち工事で建設汚泥630m³と予測し、これらについては、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理するとしている。さらに、資材として再資源化が可能なものについては、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時に発生する産業廃棄物は、1か月当たり鉄くず26.5トン、廃プラスチック類11.5kg等と予測し、鉄くずについては、全量有価物として有効利用し、廃プラスチック類等は産業廃棄物処理業者等に委託し、再資源化を最優先として適正に処理が行われるとしている。さらに、木質産業廃棄物の納入業者に対して、異物（ガラス類等）を含まないよう指導を徹底するとともに、異物が確認された場合には納入業者に返却するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、具体的な再資源化の方法については、可能な限り条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で明らかにす

るとともに、工事中に発生する産業廃棄物については、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は 1,080 m³と予測し、これらについては計画地内で再利用し、場外に搬出しないことから、建設発生土の処理は適正に行われるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

キ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事用車両に伴う交通混雑度は、川崎港郵便局前断面で 0.925、各交差点の車線別交通混雑度は、浜町交差点が 0.154～0.904、扇町交差点が 0.043～0.369 で、いずれも円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回ると予測し、交差点需要率は浜町交差点が 0.650、扇町交差点が 0.352 で、いずれも円滑な交通処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両の走行ルートにおいて、区間全体にガードレールとマウンドアップによる歩車分離がなされ、主要な交差点等には信号機等が設置されていることから、工事用車両の走行による交通安全への影響は小さいと予測している。さらに、工事用車両の出入り口等には、必要に応じ交通整理員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時における施設関連車両に伴う交通混雑度は、川崎港郵便局前断面で 0.947、各交差点の車線別交通混雑度は、浜町交差点が 0.083～0.866、扇町交差点が 0.016～0.389 で、いずれも円滑な交通

処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回ると予測し、交差点需要率は浜町交差点が 0.690、扇町交差点が 0.320 で、いずれも円滑な処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。さらに、施設関連車両が集中しないよう、車両交通量を平準化するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、施設関連車両の走行ルートにおいて、区間全体にガードレールとマウンドアップによる歩車分離がなされ、主要な交差点等には信号機等が設置されていることから、施設関連車両の走行による交通安全への影響は小さいと予測している。さらに、県道扇町川崎停車場線の出入に際し、必要に応じて交通誘導を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車両走行ルートとなっている浜町交差点では、渋滞が頻繁に発生していることから、現状の渋滞の状況を考慮した適切な車両の運行管理を徹底すること。また、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に計画地周辺の関係者に対する工事説明を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

ク 安 全

指定可燃物である木くずについては、三方囲い等により適正に保管し、法令等に基づいて安全対策、緊急時対応を確立し、教育・訓練を徹底することから、火災等に係る安全確保が適正に行われると予測している。さらに、扇町地区で組織されている川崎市扇町地区防災協議会に参加するとともに、隣接する事業所と相互に協力し、災害を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、計画地周辺は、貯留タンク、パイプライン等が集積していることから、条例準備書に記載した環境保全の

ための措置を徹底すること。

ケ その他

木質産業廃棄物の受入れに当たっては、防腐剤等が浸透したものを受け入れず、また、ガラスくず、廃プラスチック類等の異物については、納入業者に分別の指導等を行うとしているが、その具体的な対策内容について条例評価書で明らかにするとともに、確実に実施すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

特に、事業の目的の一つとしてバイオマス発電用燃料である木質チップの生産を通じて、地球温暖化対策に貢献することを挙げていることから、本計画においても、遮熱性塗料の使用、建築物の緑化、再生可能エネルギーの導入等、考えられる種々の環境配慮の取組みを検討すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑の質」を行うとしており、この調査項目の選定は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	8月14日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	8月21日	条例準備書公告、縦覧開始
	10月5日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り
		意見書の提出 なし

平成21年10月27日 市長から審議会に条例準備書について諮問
12月 9日 審議会から市長に条例準備書について答申
12月21日 条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成21年10月27日 審議会（現地視察）
11月 2日 審議会（事業者説明及び審議）
12月 8日 審議会（答申案審議）